

# 『個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直し 制度改正大綱』パブリックコメントのための論点整理

## ◇◇◇ 「第3章 個別検討事項」に対する検討 ◇◇◇

2019年12月29日

◇作成：前田能成（「秘密保護法」廃止へ！ 実行委員会／共謀罪 NO！ 実行委員会）

### I 個人情報保護法で使用される用語の定義

個人情報保護法で用いられている主な用語の定義を「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」より引用して以下に示す。  
詳細は法第2条を参照のこと。

#### ➤ 個人情報

- ◇ 生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの。
- ◇ 個人識別符号が含まれるもの。

#### ➤ 個人識別符号

- ◇ 文字、番号、記号その他の符合のうち、政令\*1)で定めるものをいう。

\*1) 「個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）」のこと。特に記述がない場合は、以下同様。

#### ➤ 要配慮個人情報

- ◇ 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

#### ➤ 個人情報取扱事業者

- ◇ 個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、国の機関、地方公共団体、独立行政法人等、地方独立行政法人を除く。

#### ➤ 個人情報データベース等

- ◇ 個人情報を含む情報の集合物であって、特定の個人情報についてコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成したもの、または特定の個人情報を容易に検索できるように体系的に構成したものとして政令で定めるものをいう。

#### ➤ 個人データ\*2)

◇ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

\*2) GDPR<sup>\*3)</sup>が定義する「個人データ」とは意味が異なるので注意が必要。GDPR 第4条第1項に定義されている「個人データ」は以下のとおり。

「個人データ」とは、識別された自然人又は識別可能な自然人（「データ主体」）に関する情報を意味する。識別可能な自然人とは、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子のような識別子を参照することによって、又は、当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的又は社会的な同一性を示す一つ又は複数の要素を参照することによって、直接的又は間接的に、識別されうる者をいう。

\*3) GDPR は EU が定めた「一般データ保護規則」のこと。2018年5月25日に施行された。日本は EU と EPA（経済連携協定）を締結（2019年2月1日に発効）していることから、個人情報保護法との関係で、EU から「充分性認定」を受けた。現在は、それに対応した個人データの取扱いが必要となっている。詳細は個人情報保護委員会が2018年9月に発表した「個人情報の保護に関する法律に係る EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」を参照のこと。

▶ 保有個人データ

◇ 個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は一年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

▶ 匿名加工情報

◇ 個人情報に含まれる記述の一部を削除したり、個人識別符号の全部を削除したりするなどの措置を講じて、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう。

## II 「第3章 個別検討事項」に対する検討

節	項	内容	検討のポイント
1. 個人データに関する個人の	1. 基本的な考え方	❖ 重要なテーマであるという認識から重点的に検討を行った。	
	2. 個人情報保護法相談ダイヤルの充実	❖ 寄せられた情報を契機に個人情報の取扱いに関して指導を行った事例もあり、監督業務における情報収集の契機として重	

節	項	内容	検討のポイント
権利の在り方		<p>要である。</p> <p>❖委員会が苦情あっせんを実施したことにより、事案解決に至り、一定の成果を上げていると考えられ、この取組を着実に進める必要がある。</p>	
	3. 利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和	<p>❖消費者から、自分の個人情報の利用停止または消去等を事業者が行わないことへの強い不満が見られることなどを踏まえ、個人の権利の範囲を広げる方向で検討を行った。</p> <p>❖中間整理の意見募集（2019年4月28日～5月27日実施）の意見を踏まえ、個人の権利利益の侵害がある場合を念頭に、保有個人データの利用停止・消去の請求、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和し、個人の権利の範囲を広げることとする。</p> <p>❖ただし、事業者の負担軽減等の観点から、場合によって、請求に応じないことを例外的に許容することとする。</p>	<p>☞「個人の権利の範囲を広げる」としたことがポイント。</p> <p>☞以降にも事業者の観点が多く見られるが、個人情報保護の視点から「場合によって」の中身が重要である。</p>
	4. 開示請求の充実	<p>(1) 適正な運用に向けた取組の強化</p> <p>❖個人情報の本人に対する開示は、利用目的等の通知、公表等とともに、個人情報の取扱いの透明性を高めるものであり、開示請求は訂正、利用停止等の請求の前提となる手続きでもあるので、開示の仕組みは、個人情報の適正な取り扱いに関するルールの中でも重要な仕組みの一つである。</p> <p>❖このような法の趣旨を踏まえ、開示請求については、引き続き事業者の対応状況を注視するとともに、企業に対して制度の周知に引き続き努めることとする。</p>	<p>☞この、仕組みに対する位置づけは重要。</p>

節	項	内容	検討のポイント
		<p>(2) 開示のデジタル化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 本人が電磁的記録の提供を含め、開示方法を指示できるようにし、請求を受けた個人情報取扱事業者は、原則として、本人が指示した方法により開示するよう義務付けることとする。</li> <li>❖ ただし、当該方法による開示が多額の費用を要するなど開示が困難である場合は、書面の交付による方法で開示することを認めることとし、その旨を本人に対し通知することを義務付けることとする。</li> </ul>	<p>☞原則として、本人が指示した方法によって開示することを義務付けたことは重要。</p>
	<p>5. 開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 短期間で消去される個人データについても、個人の権利利益を侵害する危険性が低いとは限らず、また、既に消去されていれば請求に応じる必要もないことから、個人情報取扱事業者に請求に対応するコストを負担させることの不利益が、本人に開示等を請求する権利を認めることの利益を上回るとはいえないものと考えられる。</li> <li>❖ 本人の開示等の請求対象となる保有個人データについて、保存期間により限定しないこととし、現在除外されている6か月以内に消去する短期保存データを保有個人データに含める。</li> </ul>	<p>☞GDPR では、開示の対象となる個人データは、その本人に関する全ての情報（データ）となっている。</p>
	<p>6. オプトアウト規制の強化</p>	<p>(1) 執行の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 指導等を行った事業者の業務実態や未届事業者の把握を継続的に行うなど、執行による名簿屋対策の徹底を進め、個人情報保護法に適合しない形で名簿が取り扱われている場合には必要な措置をとっていく。</li> </ul>	<p>☞以下、「個人情報取扱事業者」を「名簿屋」と表現している。それだけに、個人情報がかたがたに流通していることや、そのことを個人情報保護委員会が問題視していることが窺える。</p>

節	項	内容	検討のポイント
		<p>(2) オプトアウトの対象となる個人データの限定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖名簿屋に持ち込まれる名簿の中には、本人が提供した覚えのない形で流通しているような名簿が含まれている実態がある。提供者が違法に持ち出したり、不正の手段で取得したりしている名簿も含まれているとみられる。</li> <li>❖名簿屋同士で名簿が取引されることもある。</li> <li>❖名簿屋を含むオプトアウト届出事業者は、個人データの第三者提供の際、又は第三者提供を受ける際に確認・記録義務を負うが（法第 25 条、26 条）、その義務を履行していない事業者もあった。</li> <li>❖名簿の流通により本人の関与が困難となっている現状を踏まえ、オプトアウト届出事業者によって個人情報が入り込みに取得されることがないように、個人の権利利益を保護する観点から、オプトアウト規定に基づいて本人同意なく第三者提供できる個人データの範囲をより限定していくこととする。</li> </ul> <p>(3) 届出対象事項の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖適正な執行の確保等といった観点から、事業者の名称や住所といった基本的事項を届出事項として追加するとともに、変更があった場合の届出を求め、委員会がオプトアウト届出事業者の所在を把握できるようにする。</li> </ul> <p>(4) 第三者提供時の確認記録義務の開示義務化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖個人情報の流通に係るトレーサビリティは、本人にとって利用停止権や請求権を行使する上で、必要不可欠な要素である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☞個人データの第三者提供については、2017 年 5 月 30 日の改正法施行に伴い、オプトアウト手続きの個人情報保護委員会への届出が必要になったが、そもそもオプトアウトという手続きの理解が、国内にどれだけ定着しているか疑問である。オプトアウト、オプトインという権利に対するアナウンスの強化も、併せて行っていくことが重要である。</li> <li>☞権利主体（データ主体）による同意については、DGPR では第 4 条第 11 項で次のように定義している。 データ主体の「同意」とは、自由に与えられ、特定され、事前に説明を受けた上での、不明瞭ではない、データ主体の意思の表示を意味し、それによって、データ主体が、その陳述又は明確な積極的行為により、自身に関連する個人データの取扱いの同意を表明するものを意味する。</li> </ul>

節	項	内容	検討のポイント
		<p>❖したがって、第三者への提供時・第三者からの受領時の記録も、開示請求の対象とすることとする。</p>	<p>※個人情報保護委員会による仮日本語訳。 以下同様。 このような同意を前提に、オプトアウトの判断が行われるような整備が必要ではないか。</p> <p>☞トレーサビリティの重要性はいうまでもないことである。</p>
<p>2. 事業者の守るべき責務の在り方</p>	<p>1. 漏えい等報告及び本人通知の義務化</p>	<p>(1) 基本的考え方</p> <p>❖漏えい等報告は法令上の義務ではないため、積極的に対応しない事業者も一部に存在している。</p> <p>❖漏えい等報告が個人情報の本人、個人情報取扱事業者、監督機関それぞれにとって多くの意義があること、国際的な潮流になっていること等を勘案する必要があるため、漏えい等報告について、法令上の義務として明記することとする。</p> <p>(2) 報告対象となる事案</p> <p>❖軽微な事案についても報告を求めることは、報告対象となる事業者の負担、及び報告を受領する執行機関にとっての有用性の観点から疑問がある。</p> <p>❖一定数以上の個人データ漏えい、要配慮個人情報の漏えい等、一定の類型に該当する場合に限定して、速やかに委員会へ報告することを義務付けることとする。</p> <p>(3) 報告の期限、報告先等</p> <p>❖事業者が事態を把握するのに要する時間については、個別具</p>	<p>☞漏えいに対する報告についても、GDPR を例に検討したい。</p> <p>☞GDPR 第 33 条 監督機関に対する個人データ侵害の通知</p> <p>第 1 項：個人データ侵害が発生した場合、管理者は、そのデータ侵害が自然人の権利及び自由に対するリスクを発生させるおそれがない場合を除き、不当な遅滞なく、かつ、それが実施可能なときは、その侵害に気づいた時から遅くとも 72 時間以内に、第 55 条に従って所轄監督機関に対し、その個人データ侵害を通知しなければならない。監督機関に対する通知が 72 時間以内に行われない場合、</p>

節	項	内容	検討のポイント
		<p>体的な事情によるところが大きく、一律に日数を規定することは困難であるため、明確な時間的な制限は設けないものの、報告内容を一定程度限定したうえで、「速やかに」報告することを義務付けることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 他方で、原因や再発防止策等の報告を求める必要もあることから、運用上、上記の速報とは別に、一定の期限までに確報として報告を求めることとする。</li> <li>❖ 中間整理の意見募集で報告先の一元化を求める意見が寄せられたことや、今回、法令上の義務とすることに鑑み、委員会又は権限委任官庁への提出に限定することとする。</li> </ul> <p>(4) 本人への通知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 個人情報取扱事業者は、上記(2)の場合には、原則として本人に通知しなければならないものとする。</li> <li>❖ 本人への通知が困難な場合であって、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わるべき措置をとるときについては、例外規定をおくこととする。</li> </ul>	<p>その通知は、その遅延の理由を付さなければならない。</p> <p>第2項～第4項（略）</p> <p>第5項：管理者は、その個人データ侵害と関連する事実関係、その影響及び講じられた救済措置を含め、全ての個人データ侵害を文書化しなければならない。その文書は、本条の遵守を検証するために、監督機関が利用できるものとしなければならない。</p> <p>GDPR 第33条 データ主体に対する個人データ侵害の連絡</p> <p>第1項：個人データ侵害が自然人の権利及び自由に対する高いリスクを発生させる可能性がある場合、管理者は、そのデータ主体に対し、不当な遅滞なく、その個人データ侵害を連絡しなければならない。</p> <p>第2項：本条第1項で定める示すデータ主体に対する連絡は、明確かつ平易な言語でその個人データ侵害の性質を記述し、かつ、少なくとも、第33条第3項(b)、(c)及び(d)に規定された情報及び勧告を含める。</p>

節	項	内容	検討のポイント
	2. 適正な利用義務の明確化	❖ 個人情報取扱事業者は、適正とは認めがたい方法による個人情報の利用を行ってはならない旨を明確化することとする。	第3項～第4項（略） ☞ 「適正とは認めがたい方法」の明示が必要。
3. 事業者における自主的な取組を促す仕組みの在り方	1. 認定個人情報保護団体制度	<p>(1) 基本的考え方</p> <p>❖ 認定個人情報保護団体制度の重要性に鑑み、活動の活性化と対象事業者となるメリットを高める観点から、委員会による支援の在り方と制度の在り方を検討してきた。</p> <p>(2) 委員会による支援の在り方</p> <p>❖ 認定個人情報保護団体の認知度及び活動水準のさらなる向上に向けて、連絡会の定期的な開催、委員会からの情報提供、団体相互の情報共有等の促進、対象事業者向け実務研修会の全国開催、シンポジウム開催などから、対象事業者となることの意義等の周知、広報に努めている。今後もこれらの取組を強力に進める。</p> <p>(3) 認定個人情報保護団体制度の多様化</p> <p>❖ 対象事業者による個人情報の取扱い全般に関する苦情受付、指導等を行える現行制度に加え、特定の事業活動に限定した活動を行う団体を認定できるよう制度を拡充することとする。</p>	
	2. 民間の自主的な取組の推進	<p>(1) 基本的考え方</p> <p>❖ PIA（Privacy Impact Assessment、個人情報保護評価）の取組、個人データの取扱いに関する責任者の設置、企業の自主的な取組を推奨する仕組みなどについて、その取組を促進し</p>	



節	項	内容	検討のポイント
		<p>ていくことが考えられる。</p> <p>(2) PIA の推奨  ❖ 民間の自主的な取組を促進するために、委員会としても、PIA に関する事例集の作成や表彰制度創設など、今後、その方策を検討していくこととする。</p> <p>(3) 個人データの取扱いに関する責任者の推奨  ❖ PIA と同様に、自主的な取組を促進することが望ましいと考えられる。</p> <p>(4) 保有個人データに関する公表事項の充実  ❖ 個人情報取扱事業者による保有個人データの本人に対する説明の充実を通じて、本人の適切な理解と関与を可能としつつ、個人情報取扱事業者の適正な取扱いを促す観点から、個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項を、法に基づく公表事項（政令事項）として追加することとする。</p>	
4. データ利活用に関する施策の在り方	1. 匿名加工情報制度	❖ 委員会として、具体的な利活用モデルやベストプラクティス等の発信を進めていくことが重要である。	☞ 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）」には次の記述がある。 匿名加工情報に求められる「特定の個人を識別することができない」という要件は、あらゆる手法によって特定することができないよう技術的側面から全ての可能性

節	項	内容	検討のポイント
			<p>を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により特定できないような状態にすることを求めるものである。</p> <p>(中略)</p> <p>「当該個人情報を復元することができないようにしたもの」という要件は、あらゆる手法によって復元することができないよう技術的側面から全ての可能性を排除することまでを求めるものではなく、少なくとも、一般人及び一般的な事業者の能力、手法等を基準として当該情報を個人情報取扱事業者又は匿名加工情報取扱事業者が通常の方法により復元できないような状態にすることを求めるものである。</p> <p>(中略)</p> <p>「統計情報」は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計して得られるデータであり、集団の傾向又は性質などを数量的に把握するものである。したがって、統計情報は、特定の個人との対応関係が排斥されている限り</p>

節	項	内容	検討のポイント
			<p>においては、法における「個人に関する情報」に該当するものではないため、改正前の法においても規制の対象外と整理されており、従来同様に規制の対象外となる。</p> <p>つまり、加工・復元技術の進歩に伴い、匿名性が担保されなくなるという事態が想定できるとのことである。匿名加工を前提に、個人データの流通を図ろうとする政策的意図への警戒を強める必要がある。</p> <p>また、個人情報保護委員会の「Q&amp;A」の「ガイドライン（匿名加工情報編）」では、次のような解説をしている。</p> <p><b>Q：</b>統計情報と匿名加工情報の違いはなんですか。</p> <p><b>A：</b>統計情報は、複数人の情報から共通要素に係る項目を抽出して同じ分類ごとに集計等して得られる情報であり、一般に、特定の個人との対応関係が排斥されているため、「個人情報」に該当しないものです。他方、匿名加工情報は、法第36条第1項に基づき、施行規則第19条各号で定める基準に従い加工したものであり、例えば、ある一人の人物の購買</p>

節	項	内容	検討のポイント
			<p>履歴や移動履歴等の情報など、個人単位の「個人に関する情報」を含むものです。匿名加工情報には「ある一人の人物の購買履歴や移動履歴等の情報など、個人単位の『個人に関する情報』を含む」となっている。この点については、次の「仮名化情報」との関連で注目したい。</p>
	<p>2. 「仮名化情報（仮称）」の創設</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 個人情報取扱事業者においては、仮名化された個人情報について、一定の安全性を確保しつつ、データとしての有用性を、加工前の個人情報と同等程度に保つことにより、匿名加工情報よりも詳細な分析を比較的簡便な加工方法で実施し得るものとして、利活用しようとするニーズが高まっている。</li> <li>❖ EU では、個人情報としての取扱いを前提としつつ、若干緩やかな取扱いを認める「仮名化」が規定され、国際的にもその活用が進みつつある。</li> <li>❖ 仮名化された個人情報について、加工前の個人情報を復元して特定の個人を識別しないことを条件とすれば、本人と紐付いて利用されることはなく、個人の権利利益が侵害されるリスクが相当程度低下することとなる。一方で、こうした情報を企業の内部で分析・活用することは、我が国企業の競争力を確保する上でも重要である。</li> <li>❖ 一定の安全性を確保しつつ、イノベーションを促進する観点から、他の情報と照合しなければ特定の個人を識別することができないように加工された個人情報の類型として「仮名化情報（仮称）」を導入することとする。</li> </ul>	<p>☞ 「仮名化情報」は個人情報保護法には無かったものである。個人データを「簡便な加工方法」で「利活用しよう」というものであり、個人のプライバシー侵害の危険度が高まる懸念を禁じ得ない。</p> <p>☞ GDPR では「仮名化」について、第4条第5項で次のように定義している。</p> <p>「仮名化」とは、追加的な情報が分離して保管されており、かつ、その個人データが識別された自然人又は識別可能な自然人に属することを示さないことを確保するための技術上及び組織上の措置の下にあることを条件として、その追加的な情報の利用なしには、その個人データが特定のデータ主体に属することを示すことができないようにする態様で行われる個人データの取扱いを意味する。</p>

節	項	内容	検討のポイント
		<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 仮名化情報については、一定の規制や条件を前提に、個人の各種請求（開示・訂正等、利用停止等の請求）への対応義務を緩和し、様々な分析に活用できるようにする。</li> <li>❖ 本人は、仮名化情報に対しては各種請求を行うことはできないが、その原データ（保有個人データ）に対しては、各種請求を行うことができる。</li> <li>❖ 仮名化情報自体を第三者に提供することは許容しないこととするが、原データを本人の同意を得ること等により第三者に提供することは可能である。</li> <li>❖ あらかじめ本人の同意を得ること等により、原データのほか、原データを仮名化したデータを、（現行法における）個人データとして、第三者に提供することも可能である。</li> </ul>	<p>☞さらに GDPR「前文」では次のように述べている。</p> <p>データ保護の基本原則は、識別された自然人又は識別可能な自然人に関する全ての情報に対して適用されなければならない。追加情報を使用しての利用によって自然人に属することを示しうる、仮名化を経た個人データは、識別可能な自然人に関する情報として考えられなければならない。つまり、仮名化された情報も仮名化される前の情報と同様に考えろということである。個人情報保護委員会の考え方は、GDPR よりもデータの活用の利便性を追求するものといえるので、プライバシー侵害の危険度が高まる懸念を禁じ得ない。</p> <p>☞前項の「匿名加工情報」のところで(P.11～12)、匿名加工情報には「ある一人の人物の購買履歴や移動履歴等の情報など、個人単位の『個人に関する情報』を含む」という個人情報保護委員会の見解（Q&amp;A）を示したが、購買履歴や移動履歴は追加情報と合わせれば匿名化を担保できないのではないかと。となると、購買履歴や移動履歴等の情報は、</p>

節	項	内容	検討のポイント
	3. 公益目的による個人情報取扱に係る例外規定の運用の明確化	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖我が国では、ビッグデータ分析等の先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会である <b>Society5.0</b> の実現を目指すなど、データの更なる利活用等が求められている。</li> <li>❖想定されるニーズに応じ、ガイドラインや <b>Q&amp;A</b> で具体的に示していくことで、社会的課題の解決といった国民全体に利益をもたらす個人情報の利活用を促進することとする。</li> <li>❖具体的には、安全面や効果面で質の高い医療サービスや医薬品、医療機器等の実現に向け、医療機関や製薬会社が、医学研究の発展に資する目的で利用する場合などが考えられる。</li> </ul>	<p>GDPR では「仮名化情報」に当たるのではないかと。</p> <p>☞<b>Society5.0</b> と個人情報の利活用が結びついたときの危険性については、まだ漠然としているので、これからの運動の中で自ら追究していく必要がある。</p>
	4. 端末識別子等の取扱い	<p>(1) 基本的考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖端末識別子等を用いたターゲティング広告等のビジネスモデルのイノベーションを阻害することを避ける観点からも、自主ルール等による適切な運用が重要である。</li> <li>❖個人の権利利益との関係で不適切な取扱いとして看過しがたい事態に対しては、委員会として適切な執行を行うとともに、制度の検証を行う必要がある。</li> </ul> <p>(2) 端末識別子等の適正な取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖端末識別子等であっても、会員情報と紐付けられ特定の個人を識別できるような場合は、個人情報保護法上の個人情報として取り扱われなければならない。この点について事業者の理解不足と思われる事例が見られるので、適切に周知・執行</li> </ul>	<p>☞端末識別子等について、GDPR では次のような明確な定義を、「前文」で示している。</p> <p>自然人は、インターネットプロトコルアドレス、クッキー識別子、又は、無線識別タグのようなその他の識別子といったような、当該自然人のデバイス、アプリケーション、ツール及びプロトコルによって提供されるオンライン識別子と関連付けられる。これは、特に、サーバによって受信されるユニーク識別子及びその他の情報と組み合わせられるときは、自然人のプロファイルをつくり出し、そして、自然人を識別するために用いられうる痕跡を残しう</p>

節	項	内容	検討のポイント
		<p>を行っていく必要がある。</p> <p>(3) 提供先において個人データとなる情報の取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 提供先において個人データとなることをあらかじめ知りながら非個人情報として第三者に提供するという、法第 23 条の規定の趣旨を潜脱するスキームが横行しつつあり、こうした本人関与のない個人情報の収集方法が広まることが懸念される。</li> <li>❖ 個人情報保護法では、それ自体で特定の個人を識別できる場合に加えて、当該情報を取り扱う事業者の内部で他の情報と容易に照合することにより特定の個人の識別できる情報も、個人情報に該当するとしている。</li> <li>❖ 個人情報として認識できない情報の提供元となる事業者に対し、上記のような情報についても個人情報として扱うことを求める（提供元基準）。</li> <li>❖ 提供元基準を基本としつつ、提供元では個人データに該当しないものの、提供先で個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する。</li> </ul>	<p>るものである。</p> <p>左記のように、ビジネスモデルのイノベーションの観点を優先するのではなく、個人情報の厳格な管理を、もっと強く押し出すべきである。以下、同様の観点での言及については、懸念を表明しておきたい。</p>
	5. 個人情報保護と有用性に配慮した利活用相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>❖ 新たに「パーソナルデータ効果的活用支援窓口」（仮称）を設置し、相談者によるパーソナルデータの適正かつ効果的な活用を支援する。</li> <li>❖ 事業者等がパーソナルデータの利活用を検討しやすい環境整備を進める。</li> </ul>	
	6. データ利活用に関	❖	

節	項	内容	検討のポイント
	する国際的な取組の必要性		
5. ペナルティの在り方		❖ 現行の法定刑について、法人処罰規定に係る重科の導入を含め、必要に応じた見直しを行うこととする。	
6. 法の域外適用の在り方及び国際的制度調和への取組と越境移転の在り方	1. 基本的考え方	❖	
	2. 域外適用の範囲の拡大	❖	
	3. 外国にある第三者への個人データの提供制限の強化	❖ 信頼性のある自由なデータ流通のコンセプトが G20 全体で合意され、信頼につながる各国の法的枠組みは相互に接続可能なものであるべきことが確認された。このような国際的潮流の中にあつて、「プライバシーやセキュリティ・知的財産権に関する信頼を確保しながら、ビジネスや社会課題の解決に有益なデータが国境を意識することなく自由に行き来する、国際的に自由なデータ流通の促進」(成長戦略フォローアップ：2019年6月21日閣議決定)を実現するためには、国家間では相互に信頼性を確保した自由なデータ流通を促進する必要があることに加え、個人データのフリー・フローを支える信頼を、事業者と本人の間においても確保することが重要である。	☞個人データの利活用が、政府の「成長戦略」に位置付けられていることの懸念は大きい。特定個人情報(マイナンバーを含む個人情報)の利用を強引に推し進めている政府が、情報銀行の推進も含め、個人情報を政府機関に集中させようとしている動きに対しては、このようなパブコメの項目一つひとつに意見を述べていくことが重要である。
7. 官民を通じた個人情報の取扱い	1. 基本的考え方	❖ 官民を通じた基本法でもある個人情報保護法を所管し、個人情報の保護に関する基本方針を策定するとともに、民間部門における個人情報の取扱いを監督する委員会は、関係省庁等の協力を得つつ、主体的に検討を行っていく必要がある。	
	2. 行政機関、独立行	❖ 行政機関、独立行政法人等に係る個人情報保護制度に関し、	☞行政機関や独立行政法人等も含めた個人情報



節	項	内容	検討のポイント
	<p>政法人等に係る法制と民間部門に係る法制との一元化</p>	<p>規定や所管が異なることにより支障が生じているとの指摘を踏まえ、民間、行政機関、独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規定を集約・一体化し、これらの制度を委員会が一元的に所管する方向で、政府としての具体的な検討において、スケジュール感をもって主体的かつ積極的に取り組む。</p>	<p>報の保護規定についての法制の一元化を進めていくことは、特に経済界などから、データの利活用に伴うデータ流通の観点から強く求められているという背景がある。しかし、そのような経済的な立場を優先するのではなく、個人一人ひとりの人権に関わる「個人情報」の保護政策を中心に位置づけた一体化の推進を望みたい。また、個人情報保護委員会が、独立した機関としての役割が果たせるような仕組みの構築についても、積極的に進めていくことを望む。</p>
	<p>3. 地方公共団体の個人情報保護制度</p>	<p>❖ 今後、現在条例で定められている地方公共団体が保有する個人情報の取扱いについて、法律による一元化を含めた規律の在り方、地方公共団体の個人情報保護制度に係る国・地方の役割分担の在り方に関する実務的論点について地方公共団体等と議論を進めることとする。</p>	
<p>8. 継続的な検討課題</p>	<p>課徴金制度</p>	<p>❖ 課徴金制度の導入については、我が国の法体系、執行の実績と効果、国内外事業者の実態、国際的な動向を踏まえつつ、引き続き検討を行っていくものとする。</p>	